

| | |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title | 近代日本における義務教育の就学に関する研究： 長野県における学齢期勤労児童の場合 |
| Sub Title | |
| Author | 神津, 善三郎(Kozu, Zenzaburo) |
| Publisher | 慶應義塾大学大学院社会学研究科 |
| Publication year | 1977 |
| Jtitle | 慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.17 (1977.) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 学事報告：学位授与者氏名及び論文題目：博士 |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000017-0091 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学事報告

学位授与者氏名および論文題目

(昭和51年3月)

修士

社会学修士 (社会学専攻)

- 第310号 荒田 芳幸 イン・バスケットテストの複製—営業部門中堅管理者用—
- 第311号 張 樹栄 家族解体と現代日本の家族
- 第312号 藤原 真砂 コミュニティ・アクションの研究—事例研究を中心にして—
- 第313号 伊藤 裕一 リーダーシップ理論—その系譜と考察—
- 第314号 京谷 栄二 社会認識に関する一試案—『資本論』の社会学的援用をめぐって—
- 第315号 望月 伸子 乳児の睡眠中の体動に関する実験的研究
- 第316号 須田 治 一卵性双生児による役割的行動の研究
- 第317号 田原道比古 福沢諭吉とコミュニケーション
- 第318号 渡辺 周央 思想的イノベーションの普及過程
- 第319号 山内 進一 絵画刺激による新しい人間把握の試み—Thematic Apperception Test (TAT) における Normative Study の研究

文学修士 (心理学専攻)

- 第320号 安積 薫 選択過種の解析
- 第321号 望月 昭 デンショバトに於ける観察学習の実験的研究

教育学修士 (教育学専攻)

- 第322号 林 順子 Aptitude-Treatment Interaction における最適処理の決定に関する研究
- 第323号 平本 敏 ジョン・ロック教育論とその背景
- 第324号 金谷 有子 こどものことばの発達に認知発達及ぼす影響—言語の構造と意味との理解力の観点から見る—
- 第325号 川上 清文 乳児の社会化発達の縦断的研究—ヒューマン・エソロジー的アプローチ
- 第326号 松久 春子 児童のリーダーシップに関する調査研究—学級集団の調査より—
- 第327号 松本貴美代 2つの自分 愛・教育
- 第328号 長井 進 論理的思考に関する一研究
- 第329号 坂本 辰朗 アメリカ高等教育における男女共学制の発展
- 第330号 山口 栄一 創造性教育についての教授方法

博士 (乙)

教育学博士

- 第823号 神津 善三郎 昭和51年3月19日
「近代日本における義務教育の就学に関する研究—長野県における学齢期勤労児童の場合—」

論文審査担当者

- 主査 慶應義塾大学教授 社会学研究科委員 文学博士 村井 実
- 副査 慶應義塾大学名誉教授 社会学研究科講師 文学博士 中山 一義

副査 慶應義塾大学社会学研究科講師 名倉英三郎
東京女子大学教授

論文審査の要旨

日本近代教育史の研究は、「学制」以降の義務教育学校制度の制定の経緯、制度整備の過程、その実施の実態とそれに伴う諸問題に因してあらゆる角度からなされてきた。殊に学制頒布百年を機として、国・各地方自治体・諸学校がその教育史・沿革誌を刊行し、わが国の教育近代化の過程はほとんど論じ尽された観がある。

明治以降の教育の発達の特徴は、教育制度の完整・学校の完備・就学率の急速な伸びにある。就学率の高さは義務教育の普及徹底の指標であり、わが国のその伸びと高さは他の近代諸国家にも類をみないものである。

学制に拠る小学校創設以後の就学者数に関しては文部省年報・府県統計書・郡町村の記録・各学校の学籍簿などに拠って知ることができるが、それらに示された数字が当時の事実を正確に示しているか否かについては疑問とせざるを得ない。その数字の内容に関する分析と就学者の就学の実態の究明が求められるところである。しかし、就学者の数字に関する限り、その数字の正確さを疑念しながらも、それらの示す数字に拠らざるを得ないのである。

就学者数に関して文部省年報では就学者数のみを記載する年度と、就学者数のはか「日々出席生徒数」を併せて記載する年度とがある。就学を今日的に理解すると年間100%通学することを予想するが、日々出席生徒数を特記しなければならなかったということは、不定期出席・長期欠席の生徒が極めて多く、そのものも亦就学者数に加算されていたことを示すものである。

このことから義務教育制度の発足の頃には、不就学者と不完全就学者（不定期出席者・長期欠席者）が多く、その完全就学を促進することが制度を実施する上に大きな課題であったことが知られる。

また就学者数の統計の1つとして、「六歳以下・十四歳以上」の学齢外就学者の数字も記録されている。学齢外就学者が存在したということは、義務教育制度・学齢に対する認識が住民になかったことに因るが、また学齢外の子どもならば通学させることが可能であったという事実もあったのである。不就学者・不完全就学者をなくすこととともに、学齢外就学者をそれぞれに対応したそれぞれの教育施設に入学させること、そのための学校の設置もわが国の教育政策の課題であった。

以上の如き歴史的背景の上で、従来の義務教育制度の発達を課題とする研究においては、制度・政策・財政・教科・教授法・教員・生徒・学校外の諸条件が主としてその対象とされてきた。しかもそれらの研究は就学率＝学校教育の普及を前提としてなされてきた。神津論文というところの教育の陽の当る箇所に焦点が合わされてきたのである。

これに対して義務教育制度の恩恵に浴することのできない不就学者・不完全就学者・中退者に関しては、統計的にみることはできても、彼らは、学校外・陰の部分にいたが故に、教育史の研究でも学校誌の編さんにおいて

もその事実・実態が記録されることはなかった。

彼らの学校内外における教育体験は、自叙伝・回想記のなかで偶々触れられるにすぎず、それも個人的体験であるため、その時代・地方の不就学者全体の状況を察知する手がかりとはなり得ないものであった。そのため彼らに関する教育事実は、彼らの教育と同様、教育史の陰に隠されたままであった。

今回ここに提出された神津氏の研究は、第一に、まさにこの陽の当たらない教育の部分に焦点をあてた実証的研究であるところに特色をもっている。

教育制度の改定は教育諸条件の改善を意図するものであり、かつ不就学者の就学を可能ならしめることが目的でもあった。したがって、就学率を高めるために改定された制度の研究には、当然可能になった不可能の事実が明らかにされることが要求される。しかし不可能の事実を全体的・系統的に把握することは困難であるため、従来の研究では、個人の教育体験・新聞雑誌の記事・教育行政関係者の改正理由の論述などを根拠にして敷衍推断してその事実を説明してきた。

不就学者・不完全就学者が存在したことが学校制度を発達・完整させたとするならば、就学者の陰にいた不就学者に関する研究は不可欠であるといわなければならない。しかしそれにも拘らずそのことに関しては部分的に断片的に触れられることはあっても、制度の面からの研究においても実践の面からの研究においても実証的に把握されることは皆無であった。

神津論文は不就学者・不完全就学者に関するこの未開拓の教育問題を、明治・大正期の長野県全域においてとらえ、その事実を教育行政の視点から解明することを試みたものである。

旧長野県・筑摩県及び明治9年合県後の長野県における教育行政のうち、神津論文主題にかかわる就学義務と督責のための諸政策の成立過程及びその実施の状況・就学を容易ならしめるための簡易小学補習科の設置などについては、従来研究がなされてきたが、特別学級＝子守学校・女工学級に関しては、その存在が報告されたにすぎず、その事実に関する詳細な報告はなく、まして制度・行政とのかかわりのなかで実態が解明されることはなかった。

また子守学校・女工学級が開設されるためには、地方の社会的・住民の経済的背景、教育行政担当者・地方学事担当者、教師の人間性・教育実践の努力があったことは無視しえないことである。

神津論文はこれらの問題を豊富な資料にもとづいて論

述されたものである。また子守学校と女工学級の連関をも社会経済的な視点からとらえている。

また、国家主義・資本主義・近代化の進行のなかで、教育から遠ざけられた学齢女子のための子守学校・女工学級の成立は、それ自体、彼女らを犠牲とすることによってはじめて可能であった教育制度に対する批判であり、かつ消極的な抵抗であったこと、また、貧しい教育のなかにも人間の解放、教育への目覚めをもたらすものがあること—こうした問題もまた神津論文の主題の根底に秘められている重要な思想的問題があるが、その背景となる諸事実もまた、この論文に鮮明に展開されている。

なお、学齢外就学者中の6歳以下就学者、および子守学校の幼児の教育問題と、幼稚園との関係、14歳以上就学

者と実業補習教育の関係、長野県における自由民権運動の教育問題における思想的裏付けと教育解放の実践における限界などの指摘も、とくにそれが地方教育史の実証的研究の背景の上に行われている点で、神津論文の一つの特徴と算えることができる。

以上のように、神津論文は、近代教育史研究における未開拓の分野を開発し、とくに不就学者・不完全就学者の実態を明らかにしたものとして、学界へのすぐれた寄与の一つに数えることができる。また、県段階における地方教育行政の研究としても新しい研究であると評価することができる。

したがって、この論文は、筆者が十分に教育学博士の学位を授与されるに値いすることを示すものと認められる。

博士（甲）

文学博士

第478号 鷲見 成正 昭和51年9月24日

「実際運動の視覚的変容」

論文審査担当者

主査 慶應義塾大学文学部教授 文学博士 小川 隆
大学院社会学研究科委員

副査 同 文学博士 印東太郎
同大学経済学部教授 文学博士 金子秀彬

論文審査の要旨

運動視に関する実験心理学的研究は今世紀初頭、仮現運動についてのデジタル心理学を中心にした活発な報告がなされてから久しいが、実際運動、殊に運動軌道に関する報告は比較的少かった。近来、実際運動について速度視と軌道視との両面の研究について関心が高まって来た。本研究は実際運動の軌道視を組織的に扱ったものである。

論文は第1章 問題の提起と方向づけ、第2章 絶対的移動の知覚、第3章 相対的移動の知覚、第4章 総合的考察の諸部分から構成されている。

第1章では従来の運動視研究が概観され、それらの立場が視覚的機能に記述の系を求めるものと視空間の動力的過程に記述の系を求めるものとの2つの流れとして把握されることが述べられる。視覚的機能については網膜面に対する像の変位、像自体の内部の相互の変位を記述する「像—網膜系」と眼球的運動による網膜像の変位と眼球的運動を指令する頭部中枢からの指令情報コピーと

の相対的關係を記述する「眼—頭部系」との選択が課題となり、また、視空間の動力的過程については運動対象相互の動力的過程に注目する記述が次第に運動空間の關係系の成立に関する記述に展開した点が指摘されている。

第2章では実験に入り、暗室内に単一運動光点を提示し、その凝視追跡中に生じる視的軌道の彎曲が吟味される。軌道の彎曲は実際の運動路が連続、不連続何れであっても成立するが、運動の持続時間、休止時間などの時間的条件に大きく影響されること、また運動路の方向によっても変ることが確められ（実験1）、運動開始後、一定間隔で運動出発点、軌道中間点、運動消失点でそれぞれ異った変位とそれの生じる時間的経過が明らかにされ、これらの事実から軌道の彎曲が眼球的飛越運動でなく滑動運動にもとづくことが指摘される（実験2, 3, ）。結果の考察から絶対的移動の知覚の記述が「眼—頭部系」の視覚機能に求められる点が述べられる。

第3章では多数個の運動光点の視的様態が実験される。先づ2光点の等速運動が吟味され軌道の彎曲が認められたが、両光点が互に一点に収束、または一点から離散する場合には総じて「像—網膜系」の視覚機能、または運動光点相互の動力的過程に記述を求めることができるが、各光点が互に逆向きに進む運動では個々に適切な記述系を選ばざるを得ないことが示される（実験4）。次に3光点、4光点の運動軌道の変容が検討されたが、各光点が同時に等速度で同方向に運動する場合（等速度条件）、一点に収束、または一点から発散する場合（等速度勾配条件）には光点群は単一体として運動し（単一移動